

本部事務局の班の名称及び分担事務

事務局長	事務局次長	班の名称	班 長	副班長	分 担 事 務
危機管理監	危機管理部長	指揮調整班	災害対策担当課長	災害対策担当係長	(1) 事務局長の意思決定に係る補佐及び指示の伝達に関すること。 (2) 災害特性の分析及び報告に関すること。 (3) 本部会議協議事項の調整に関すること。 (4) 本部会議での決定に伴う実行指示・連絡調整に関すること。 (5) 自衛隊の災害派遣要請の要求及び派遣部隊の受入れに関すること。
		統括班	危機管理課長	統括係長	(1) 本部の事務の総合調整に関すること。 (2) 本部事務局の庶務に関すること。 (3) 本部に係る災害対策予算の統括に関すること。 (4) 本部事務局使用物品の調達に関すること。 (5) 本部事務局使用車両の統制確保に関すること。 (6) 本部員等の給食支給に関すること。 (7) 他機関との渉外に関すること。 (8) 本部会議の運営及び事務連絡に関すること。 (9) 災害救助法の救助要請の要求に関すること。 (10) 自衛隊の災害派遣要請の要求及び派遣部隊の受入れに係る事務に関すること。 (11) 他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入れに係る総合調整に関すること。 (12) 応急公用負担に関すること。 (13) 激甚災害の指定の要求に関すること。 (14) 非常配備の指令の伝達に関すること。 (15) 各部・各区本部の主管に属さないこと。
		情報班	災害対策担当課長	地域防災担当係長	(1) 気象予警報などの受理・収集及び各部・各区本部への伝達等に関すること。 (2) 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること。 (3) 各種通報の受理等に関すること。 (4) 災害状況のトリアージに関すること。 (5) 各部・各区本部の動員状況などの収集に関すること。
		対策班	防災計画担当課長	防災計画担当係長	(1) 災害対策活動の総合調整に関すること。 (2) 災害情報及び被害状況の分析に関すること。 (3) 災害情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること。 (4) 本部会議資料の作成に関すること。 (5) 災害応急対策の方針作成及び実施に関すること。 (6) 災害応急対策実施状況等の進行管理に関すること。 (7) 警戒区域の設定及び当該区域への立ち入り制限に関すること。 (8) 避難指示等に関すること。 (9) 無線通信の統制及び機器の保守に関すること。 (10) 統制台機器等の運用に関すること。
		避難支援班	危機管理課長	避難支援担当係長	(1) 避難場所等に関すること。 (2) 災害救援物資に関すること。 (3) 一時滞在施設に関すること。
		《本部情報連絡員》	(各部の係長職)		(1) 所管部及び各区本部からの災害情報などの受理、収集等に関すること。 (2) 所管部及び各区本部からの被害状況報告（速報及び中間報告）の受理、収集等に関すること。 (3) 所管部及び各区本部との連絡調整並びに所管部の災害対策に係る指令等の伝達に関すること。
			(総務部広報班の職員)		(1) 市民及び報道機関への提供情報の収集に関すること (2) 総務部広報班との連絡調整に関すること。

※ 事務局員は、班長、副班長に充てられる職員及び危機管理監が指名する職員をもって充てるものとする（ただし、本部情報連絡員を除く。）。

※ 災害の状況等により、班間の人員や事務を調整する必要が生じたときは、事務局次長が必要に応じて指示するものとする。

本 部 会 議 が 協 議 す る 重 要 事 項
1 災害対策活動の総合調整に関すること。 2 非常配備の指令に関すること。 3 警戒区域の設定及び当該区域への立ち入り制限に関すること。 4 避難勧告又は指示等に関すること。 5 職員の応援に関すること。 6 自衛隊の派遣要請依頼及び派遣部隊の受入れに関すること。 7 他の地方公共団体等に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。 8 応急対策に要する予算及び資金に関すること。 9 応急公用負担に関すること。 10 災害救助法の適用に関すること。 11 激甚災害の指定の要請に関すること。 12 義援金品の募集及び配分に関すること。 13 国会及び政府関係に対する要望、陳情等に関すること。 14 その他本部長が必要と認める事項及び各部、各区本部の災害対策に関する重要事項

区災害対策本部会議が協議する重要事項

- 1 区内の災害対策活動の総合調整に関すること。
- 2 被害状況調査及び応急対策に関すること。
- 3 災害に係る広報及び広聴に関すること。
- 4 緊急を要する避難勧告又は指示に関すること。
- 5 避難場所の開設及び住民の救援に関すること。
- 6 職員の応援に関すること。
- 7 緊急を要する災害対策に関する事項
ただし、指定地方行政機関その他の地方公共団体、公共機関等に対する応援に関すること並びに自衛隊の災害派遣に関する事項を除く。
なお、本部が設置されていない場合は、市長に報告し承認を得なければならない。
- 8 その他、区本部長が必要と認める事項及び区の災害対策に関する重要事項

災 害 情 報 の 収 集 分 担

担当部	情 報 の 内 容	備 考
各 部 区 本 部 (本部事務局 も含む)	(1) 人的、住家等に関するもの (2) 道路等の不通の状況 (3) 河川の水位等の状況 (4) 電話、電気、ガス等のライフラインに関する状況 (5) 急傾斜地等の崩壊、がけ崩れ、地すべり等の状況 (6) 所管する公共施設等に係る状況 (7) 応急措置の状況、出動人員等の状況 (8) 必要な対策の要求に係る情報 (9) その他、他の部の所管に関する情報	(2)、(3)は、国及び北海道が管理する道路及び河川を含む。
区 本 部	(1) 避難場所の開設、運営等の状況	
水 道 部	(1) 断水戸数、断水地域、非常給水の状況	
交 通 部	(1) 市営交通、J R、私バスの運行状況	
教 育 部	(1) 学校の休校の状況	国立、道立、私立の学校を含む。
消 防 部	(1) 警防活動に伴う情報	

被害状況の調査・報告分担

担当部	被害の内容	報告区分等
各 部 区 本 部 (本部事務局も含む)	(1) 入所する施設等に係る被害 (2) 人的被害（各部聴取情報は所管区本部に通報すること）	(1) 非住家被害又はその他の被害 (都市施設)
本 部 事 務 局	(1) 電話、電気、ガス等のライフラインの被害（電話の不通件数、 電気・ガスの供給停止戸数、地区等）	(1) その他の被害（都市施設）
区 本 部	(1) 死亡者、行方不明者、重傷者、軽傷者等の人的被害 (2) 住家の全半壊、全半焼、床下浸水、床上浸水等の被害 (3) 非住家の全半壊に係る被害 (4) 土木に係る被害（必ず建設部に通報すること。）	(1) 人的被害 (2) 住家被害 (3) 非住家被害 (4) 土木被害
市 民 文 化 部	(1) コミュニティセンター、エルプラザ等の公共建物に係る被害 (2) 市有文化財施設等に係る被害	(1) 非住家被害
ス ポ ー ツ 部	(1) 体育館等のスポーツ施設に係る被害	(1) その他の被害 (2) 非住家被害
保 健 福 祉 部	(1) 本市、その他公益法人等が維持管理する社会福祉施設（児童 福祉施設を除く。）に係る被害 (2) 火葬場、病院に係る被害（ただし、市立病院を除く。）	(1) 社会福祉施設被害 (2) 衛生被害
子 ど も 未 来 部	(1) 児童福祉施設に係る被害	(1) 社会福祉施設被害
経 済 観 光 部	(1) 観光施設等に係る被害 (2) 農地、農業用施設、農産物、家畜等、農業に係る被害 (3) 商業、工業等に係る被害	(1) その他の被害 (2) 非住家被害 (3) 農業被害 (4) 商工被害
環 境 部	(1) 林業に係る被害 (2) ごみ処理施設等、一般廃棄物処理施設に係る被害 (3) 一般廃棄物処理施設以外の類似施設等に係る被害 (4) 動物園等の社会教育施設に係る被害	(1) 林業被害 (2) 衛生被害 (3) その他の被害 (4) 社会教育施設被害
建 設 部	(1) 道路等の土木に係る被害 (2) 公園、街路樹等に係る被害	(1) 土木被害 (2) その他の被害
下 水 道 河 川 部	(1) 河川、堤防、樋門等の土木に係る被害 (2) 下水道施設等の都市施設に係る被害	(1) 土木被害 (2) その他の被害
都 市 部	(1) 宅地、区画整理事業等に係る被害 (2) 市営住宅、道営住宅等に係る被害	(1) その他の被害 (2) 住家被害として計上する必要 があるので、区本部に情報を伝 達すること。
医 療 部	(1) 市立病院等に係る被害	(1) 衛生被害
交 通 部	(1) 所管車両及び施設に係る被害	(1) その他の被害
水 道 部	(1) 給水施設、送・配水施設、浄水施設等、水道関連施設の被害	(1) 衛生被害
教 育 部	(1) 小学校、中学校、高校等の学校に係る被害（国立、道立、私 立を含む） (2) 公民館、図書館等の社会教育施設に係る被害	(1) 公立文教被害〔私立学校につ いては、その他（学校）として 扱う。〕

		(2) 社会教育施設被害
--	--	--------------

別表 8

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) 本市のものが隣接の他市町村に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、他市町村の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ) (3) A区のものがB区に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B区の死亡者として取り扱う。(行方不明者、重傷者、軽傷者についても同じ) (4) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、区と警察調査が一致すること。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)、(3)、(4)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)、(3)、(4)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)、(3)、(4)を参照。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活を一にしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。(家財道具は含まない。) (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家の損害が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的に損壊部分が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める被害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
-----------------------	-------	--

被害区分		判 断 基 準
農 業 被 害	農 地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土砂の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のために相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定算出すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法第2条の規定により道路管理者が維持管理する道路が損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法第2条の規定により道路管理者が維持する道路に架設した橋梁が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	立木、素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他の施設（飯場、作業路を含む）等をいう。
衛 生 被 害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
商 工 被 害	商 業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公 立 文 教 被 害		公立の小、中、高校のほか、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)
社 会 教 育 施 設		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
社 会 福 祉 施 設		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設等をいう。

その他	都市施設	街路、公園、下水道等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
 - (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
 - (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- ※ この基準は、北海道の「災害情報等報告取扱要領」に定める被害状況判定基準によるものである。

札 第 号
年 月 日

様

市 長 名
(公 印)

防災関係機関情報連絡室の要員の派遣要請について（依頼）

本市は、 年 月 日発生の 災害において、貴機関との間における情報の相互提供を実施するため、本市災害対策本部に防災関係機関情報連絡室を設置することとなりましたので、下記により要員の派遣をお願い申し上げます。

記

1 災害の状況及び派遣要請を要求する理由

〔 災害の状況
派遣要請を要求する理由 〕

2 派遣を必要とする期間

年 月 日（ ）から （派遣が開始される年月日のみを記入）

3 派遣を希望する人員

4 派遣を希望する場所

中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所庁舎 階 防災関係機関情報連絡室

5 派遣を希望する活動内容

6 その他参考となるべき事項

個人動員票 （勤務時間外の震度6弱以上の地震発生時）					
職員コード			氏名		指定
動 員 先					
・参集の際は、食糧、水、着替え等を携帯すること。 ・参集途上に火災や事故に遭遇した場合は、関係機関に連絡するとともに、適切な処置をとること。 ・参集途上の被害状況を把握し、報告すること。					

年度 配備編成計画表（職員名簿）

局(区) _____ 部(_____ / _____ 校)

課 ・ 氏名	配備区分			第1非常配備(職員の1/3以上)			地震(震度6弱以上)時の参集場所			第2非常配備(職員の2/3以上)			地震(震度6弱以上)時の参集場所			第3非常配備(全職員)			地震(震度6弱以上)時の参集場所		
	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
班 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近
課 ・ 氏名	課名(班名)	班名	氏名	職名	職種	氏名	所屬	避難	直近												

注: ① 本配備計画には、臨時職員、非常勤職員及び他機関への派遣職員等は除くものとする。
 ② 職種欄には、事務・業務・技能の種別を記載すること。
 ③ 勤務時間外等における地震(震度6弱以上)時の参集場所〔特別動員〕については、各人が指定されている種別に○印で示すものとする。

札 第 号
年 月 日

災 害 対 策 本 部 長 様

主 管 部 長 名

職 員 の 応 援 要 請 に つ い て (依 頼)

標記について、当部の災害対策を実施する上で、次により職員の応援を要請します。

記

- 1 応援を要請する理由
- 2 応援の期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 応援の従事場所
- 4 応援の従事内容
- 5 必要人員
 - (1) 職 種
 - (2) 人 員
- 6 その他必要事項

災害情報(速報)

对象物(河川名等) :

人的(人)		住		家(棟)		非		住		家(棟)		河川(か所)		道路(か所)		橋梁(か所)	
死亡	行方不明																
	負傷																
		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	全壊	半壊	一部破損	浸水	決壊	隘水	損壊	冠水	流失	損壊	

[illegible]

- | | | | | |
|---|-------------------|---------|---|--|
| ☐ 避難の必要
☐ 指示・勧告
☐ 自主避難
☐ 避難先 | 情報の伝達先(関係局、関係機関名) | 件 _____ | ・ 覚知日時
・ 覚知方法
・ 通報者氏名
・ 機関名又は住所
・ 電 話 | 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
消防・警察・防災関係機関・被害調査
住民(加入電話・駆けつけ)・その他 ()
男・女 |
|---|-------------------|---------|---|--|

様式 6

被 害 状 況 報 告 書

第 報 / 年 月 日 / 時 分 / 局・区

被害区分		単位	件数	被害金額 (千円)
人的被害	死者	人		
	行方不明者	人		
	重症者	人		
	軽傷者	人		
	計	人		
住家被害	全壊	棟		
	世帯数	世帯		
	人員	人		
	半壊	棟		
	世帯数	世帯		
	人員	人		
	一部破損	棟		
	世帯数	世帯		
	人員	人		
	床上浸水	棟		
非住家被害	床上浸水	棟		
	床下浸水	棟		
	浸水	世帯		
	人員	人		
	棟数	棟		
	世帯数	世帯		
	人員	人		
	全壊	棟		
	その他	棟		
	半壊	棟		

被害区分		単位	件数	被害金額 (千円)
農業被害	農地	ha		
	畑	人		
	農作物	人		
	畑	人		
	計	人		
土木被害	農業用施設	件		
	共同利用施設	人		
	営農施設	人		
	その他	人		
	計	人		
林業被害	河川決壊	人		
	洪水はん濫	人		
	その他	人		
	小計	人		
	道路損壊	人		
	その他	人		
	小計	人		
	橋梁流出	人		
	損壊	人		
	小計	人		
衛生被害	崖くずれ	人		
	計	人		
	林地	人		
	治山施設	人		
	林道	人		
非住家被害	林産物	人		
	その他	人		
	計	人		
	水道	人		
	病院	人		
住家被害	公立個人	人		
	一般廃棄物処理施設	人		
	火葬場	人		
	計	人		
	その他	人		

被害区分		単位	件数	被害金額 (千円)
商業被害	商業	件		
	工業	人		
	その他	人		
	計	人		
	公立文教被害	人		
社会教育施設被害	小学校	人		
	中学校	人		
	高校	人		
	その他	人		
	計	人		
社会福祉施設被害	公立	人		
	法人	人		
	計	人		
	都市施設	人		
	私立学校等	人		
その他	その他	人		
	その他	人		
	その他	人		
	その他	人		
	その他	人		
	その他	人		
	その他	人		
	その他	人		
	その他	人		
	その他	人		

報告書		所属	TEL
担当者			
避難勧告		件数	件
避難指示		世帯数	世帯
人員		人員	人
世帯数		世帯数	世帯
人員		人員	人
被害総額			千円
市職員			名
消防職員			名
消防団員			名
その他			名
摘要			

- 1 被害箇所図面を添付すること。
- 2 被害状況内訳表(様式7)を添付すること。

被害状況内訳表

第 報 / 平成 年 月 日 / 時 分 / 局・区

No.	発生日時 年 月 日 時 分	場 所	被害状況	被害区分	応急対策状況	被害金額 (千円)	備 考
1	年 月 日 時 分						
2	年 月 日 時 分						
3	年 月 日 時 分						
4	年 月 日 時 分						
5	年 月 日 時 分						
6	年 月 日 時 分						
7	年 月 日 時 分						
8	年 月 日 時 分						
9	年 月 日 時 分						
10	年 月 日 時 分						

※ 被害区分欄には、様式6の被害区分を記入すること。

災害時において使用する標識は、標示板・腕章・標旗とする。

1 標示板について

札幌市災害対策本部，各区災害対策本部，札幌市現地災害対策本部，緊急災害対策実施本部を設置したときは，別段の定めがある場合の他，別紙に定める規格の標示板を掲げることとし，必要に応じて標示板に災害名を併記する。

2 腕章について

本部長（市長），副本部長（副市長），その他の職員は，災害時において災害対策活動に従事するときは，別段の定めがある場合の他，別紙に定める規格の腕章を着用する。

3 標識の整備について

標識は，各局（区）等において整備することとし，毎年，破損等の状況を確認して，必要がある場合は適時更新する。

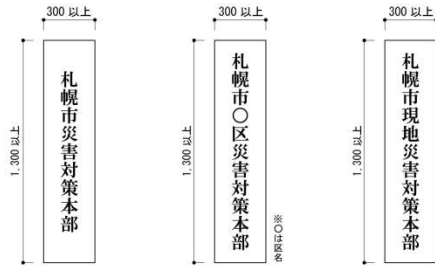
4 標識規格の準用について

雪害などの緊急災害対策実施本部が設置された場合，これに使用する標識については，前各項に定める標識の規格等を準用して整備する。

標識等様式（単位：mm）

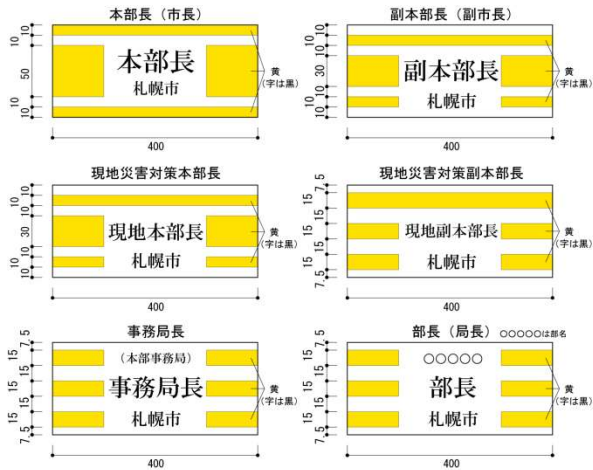
1. 標示版

※地色は白色、文字色は黒色とする。



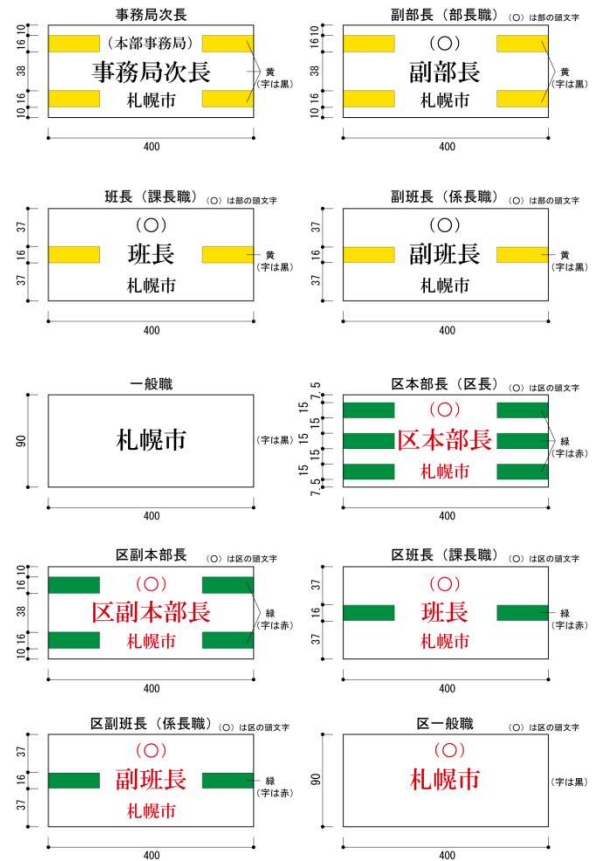
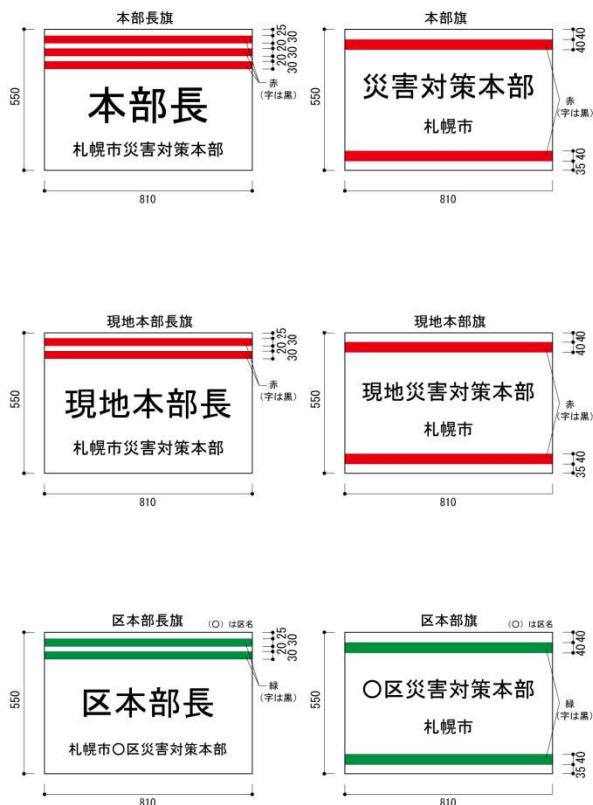
2. 腕章

※地色は白色とする。



3. 標旗

※地色は白色とする。



市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア速報

被害発生後直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報					
報 告 日 時		月 日 時 現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分	
発 信 機 関 (振興局・市町村名等)			受 信 機 関 (振興局・市町村名等)		
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)		
発 生 場 所					
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因		
気 象 等 の 状 況	雨量				
	河川水位				
	潮位波高				
	風速				
	その他				
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道路				
	鉄道				
	電話				
	水道(飲料水)				
	電気				
	その他				
(1)災害対策本部等の設置状況		(名称) _____			
		(設置日時) 月 日 時 分設置			
		(名称) _____			
		(設置日時) 月 日 時 分設置			
(2)災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	り災世帯	り災人数
		(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3)避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4)自衛隊派遣要請の状況					
	(5)その他措置の状況					
	(6)応急対策出動人員	出動人員		主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在						
災害発生場所												
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名						
	職・氏名					職・氏名						
	発信日時		月 日 時 分			受信日時						
項 目		件数等	被害金額(千円)		項 目		件数等	被害金額(千円)				
① 人的被害	死 者	人			⑤ 土木被害	河 川	箇所					
	行方不明	人				道 工 事	海 岸	箇所				
	重 傷	人					砂防設備	箇所				
	軽 傷	人					地すべり	箇所				
計		人				急傾斜地	箇所					
② 住家被害	全 壊	棟			⑥ 水産被害	道 路	箇所					
		世帯				橋 梁	箇所					
		人				小 計	箇所	0	0			
	半 壊	棟				市町村工	河 川	箇所				
		世帯					道 路	箇所				
		人					橋 梁	箇所				
	一部破損	棟					小 計	箇所	0	0		
		世帯					港 湾	箇所				
		人					漁 港	箇所				
	床上浸水	棟					下 水 道	箇所				
		世帯					公 園	箇所				
		人					崖くずれ	箇所				
床下浸水	棟				計	箇所	0	0				
	世帯				漁 船	沈没流出	隻					
	人					破 損	隻					
計		棟	0			小 計	隻	0	0			
		世帯	0		⑦ 林業被害	漁 港 施 設	箇所					
		人	0			共同利用施設	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟				その他 施設	箇所				
		その他	棟				漁 具 (網)	件				
	半壊	公共建物	棟				水 産 製 品	件				
その他		棟				そ の 他	件					
計		公共建物	棟	0	0	計		0	0			
		その他	棟	0	0							
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha		⑦ 林業被害	道 有 林	林 地	箇所			
			浸冠水	ha					治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha					林 道	箇所		
			浸冠水	ha					林 産 物	箇所		
	農作物	田	ha					そ の 他	箇所			
		畑	ha					小 計	箇所	0	0	
	農業用施設	箇所			一般民有林		林 地	箇所				
		共同利用施設	箇所					治山施設	箇所			
		営農施設	箇所					林 道	箇所			
		畜産被害	箇所					林 産 物	箇所			
		その他	箇所					そ の 他	箇所			
		計		0			0	小 計	箇所	0	0	
計			0	0	計	箇所	0	0				

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪社会教育施設被害		箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所		
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所		—
	火 葬 場		箇所			鉄道施設	箇所		
計		箇所		被害船舶(漁船除く)		隻			
⑨ 商工被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸		—	
	そ の 他	件		電 話		回線		—	
⑩公立文教施設被害	計		件			電 気	戸		—
	小 学 校	箇所		ガ ス		戸		—	
		中 学 校	箇所			ブロック塀等	箇所		—
		高 校	箇所			都市施設	箇所		
		その他文教施設	箇所		計				
計			箇所		被 害 総 額				
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危険物	件		
り災者数			人			その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道（振興局）								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ☐ 災害発生場所 ☐ 災害発生年月日 ☐ 災害の種類概況 ☐ 人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ☐ 応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名													
石狩振興局						平成 年 月 日 時現在							
項目				件数等	被害金額(千円)		項目			件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死 者	人		※個人別の氏名、性別、 年令、原因は、別紙で 整理報告	⑤ 土 木 被 害	道 工 事	河 川	箇所					
	行方不明	人					海 岸	箇所					
	重 傷	人					砂防設備	箇所					
	軽 傷	人					地すべり	箇所					
	計	人					急傾斜地	箇所					
② 住 家 被 害	全 壊	棟					市 町 村 工 事	道 路	箇所				
		世帯						橋 梁	箇所				
		人						小 計	箇所				
	半 壊	棟					河 川	箇所					
		世帯					道 路	箇所					
		人				橋 梁	箇所						
	一部破損	棟				小 計	箇所						
		世帯				港 湾	箇所						
		人				漁 港	箇所						
	床上浸水	棟				下 水 道	箇所						
		世帯				公 園	箇所						
		人				崖くずれ	箇所						
	床下浸水	棟				計	箇所						
		世帯				⑥ 水 船	漁 沈没流出	隻					
		人					破 損	隻					
		棟					計	隻					
		世帯				漁港施設	箇所						
	③ 非 住 家 被 害	全壊	公共建物	棟			産 被 害	共同利用施設	箇所				
その他			棟		その他施設	箇所							
半壊		公共建物	棟		漁具（網）	件							
		その他	棟		水産製品	件							
計		公共建物	棟		その他	件							
		その他	棟		計								
④ 農 業 被 害		農地	田	流出・埋没	ha			⑦ 林 業 被 害	道 有 林	林 地	箇所		
	冠水		ha		治山施設	箇所							
	畑		流出・埋没	ha		林 道	箇所						
			冠水	ha		林 産 物	箇所						
	農 作 物	田	ha		そ の 他	箇所							
		畑	ha		小 計	箇所							
	農業用施設	箇所			一 林 地	箇所							
	共同利用施設	箇所			治山施設	箇所							
	営農施設	箇所			林 道	箇所							
	畜産被害	箇所			林 産 物	箇所							
	その他	箇所			そ の 他	箇所							
					小 計	箇所							
	計				計	箇所							

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	⑨ 病院	公 立	箇所		⑫ 社会福	公 立	箇所		
		個 人	箇所		祉施設等	法 人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		設 害	計	箇所		
		し尿処理	箇所						
	火 葬 場	箇所			⑬ 鉄道不通	箇所		—	
	計	箇所			鉄道施設	箇所			
⑩ 商工業被害	商 業	件		その他	被害船舶(漁船等)	隻			
	工 業	件			空 港	箇所			
	そ の 他	件			水 道	戸		—	
	計	件			電 話	回線		—	
⑪ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所		他	電 気	戸		—	
	中 学 校	箇所			ガ ス	戸		—	
	高 校	箇所			ブロック塀等	箇所		—	
	その他文教施設	箇所			都市施設	箇所			
	計	箇所							
公共施設被害市町村数				団体	被 害 総 額				
り災世帯数				世帯	火災	建 物	件		
り災者数				人	発生	危 険 物	件		
						そ の 他	件		
消防職員出動延人数				人	消防団員出動延人数				
災害対策本部の設置状況	道（振興局）								
	市町村名	名 称				設置日時		廃止日時	
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表 4

被害状況判定基準

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1)当該災害により負傷し死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2)A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3)氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1)取扱等については死者欄の「(2)」「(3)」を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1)死者欄の「(2)」「(3)」を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1)死者欄の「(2)」「(3)」を参照
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1)物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2)商品倉庫等の一部を管理人宿舍として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舍ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3)住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1)同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合20%以上50%未満のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2)埋没とは粒径 1 mm 以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm 以下の土砂にあつては 5 cm 以上 流入した状態をいう。 (3)埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4)被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
④ 農業被害	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、蓄舎サイロ、倉庫、尿溜堆肥舎、農業機械類、温室育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第 2 条第 5 項に基づく水域施設、外郭施設、係留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第 3 条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。

⑤ 土木被害	公園	都市公園法施行令第２５条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園をいう。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (１)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (２)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤の施設道路をいう。
	林産物	製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林、地製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、屎尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者(児)福祉施設等をいう。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運航が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第２条第１項第３号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のものでも特に報告を要すると思われるもの。

1 緊急通行車両等の事前届出制度の目的

災害発生時に災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条第1項の規定に基づき、公安委員会が道路の区間、区域を指定して車両の通行を禁止し、又は制限した場合において、本市が所有し使用する車両の通行手続きを具体的に定め、迅速な応急対策の実施を目的とする。

2 緊急通行車両等の定義

緊急通行車両等とは、以下のものである。（災対法施行令第32条の2）

- (1) 道路交通法第39条第1項の緊急自動車（第1項）
- (2) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（第2項）

3 緊急通行車両等事前届出対象車両

緊急通行車両等の内、事前届出の対象となるのは、緊急自動車以外の災対法施行令第32条の2第2項に定める車両で、災対法第50条第1項に規程する次の(1)～(9)の災害応急対策に関する事項を実施する車両である。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

4 緊急通行車両等の事前届出・確認制度に関する手続き（別表参照）

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請に関しては、各局（区）等ごとに申請することとする。

ア 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行に関わる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）とし、一般部局については札幌市長、企業部局については各事業管理者とする。

イ 申請先

北海道警察本部を経由し、北海道公安委員会に申請することとなる。

ウ 申請書類

- (ア) 緊急通行車両等事前届出書
- (イ) 緊急通行車両等事前届出一覧表
- (ウ) 自動車車検証の写し

エ その他

- (ア) 緊急通行車両等事前届出一覧表の使用者等は、実際に車両を管理している課（所）の所属長（以下「使用者」という。）とする。
- (イ) その他、詳細は緊急通行車両等事前届出書記載例（別紙1参照）及び緊急通行車両等事前届出一覧表記載例（別紙2参照）のとおり。

(2) 届出済証の交付等

ア 審査

北海道公安委員会は、申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するかどうかの審査を行い、審査は、次の要件について行われる。

- (ア) 災対法50条1項に該当するか。
- (イ) 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関で使用する車両か。

イ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証が交付され

る。

届出済証の交付は局（区）等に対して一括して交付される。

ウ 届出済証の保管

届出済証の原本は、局（区）等において保管し、災害に備えることとする。

(3) 緊急通行車両確認証明書（以下「確認証明書」という。）及び標章の交付に関する手続。

ア 確認証明書及び標章の交付の流れ

- (ア) 申請については、届出済証が交付されたことにより確認済みとみなされるため、改めて申請書類を提出する必要はない。
- (イ) 確認証明書及び標章の交付は、局（区）等が道警本部に届出済証原本を直接持参し、即時交付を受ける。
- (ウ) 局（区）等は、速やかに交付を受けた確認証明書及び標章を使用者に対して配布するものとする。
- (エ) 使用者は、確認証明書を当該車両に備え付け、標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示して災害応急対策に従事するものとする。

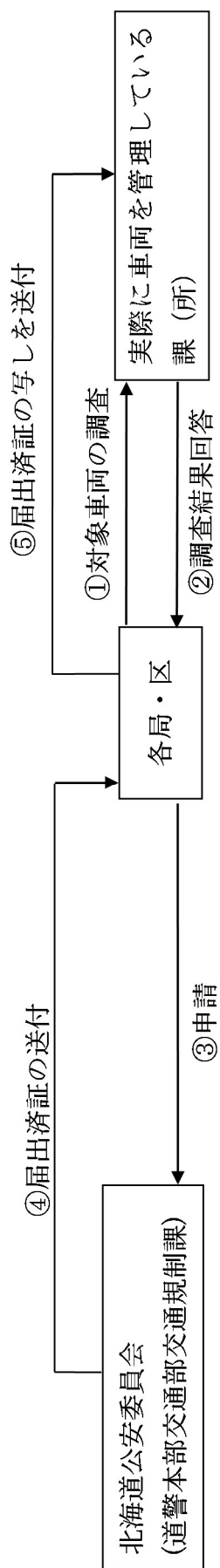
イ 緊急通行車両状況調査

局（区）等は、毎年4月1日現在における本市の緊急通行車両の状況を調査して現状把握に努めるものとし、調査の結果、次の（ア）～（ウ）に該当する車両がある場合は道警本部に届出する。

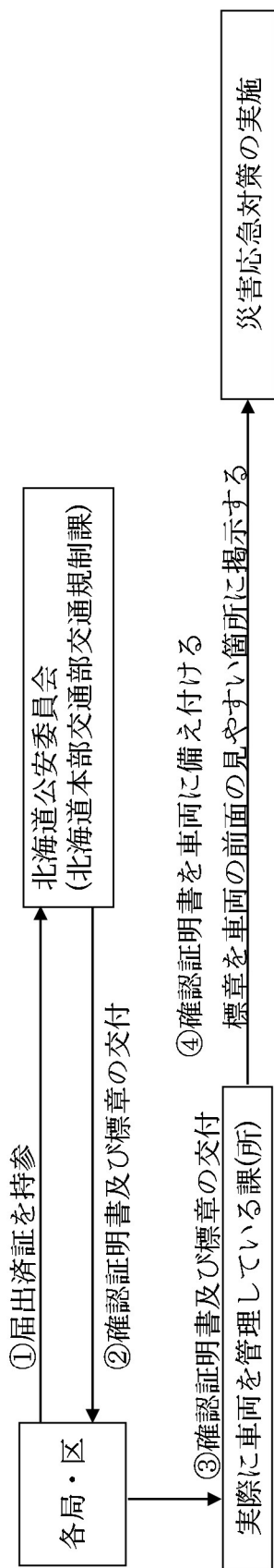
- (ア) 届出済証の再交付が必要となる場合。
 - a 事前届出の内容に変更が生じた場合（申請者住所氏名を除く）
 - b 届出済証を亡失し、汚損し、破損した場合
- (イ) 届出済証を返還しなければならない場合。
 - a 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなった場合
 - b 当該車両が廃車となった場合
 - c その他、緊急通行車両としての必要がなくなった場合
- (ウ) 新規に事前届出をしなければならない場合。
 - a 新たに緊急通行車両として使用される車両がある場合

緊急通行車両届出・確認制度フロー

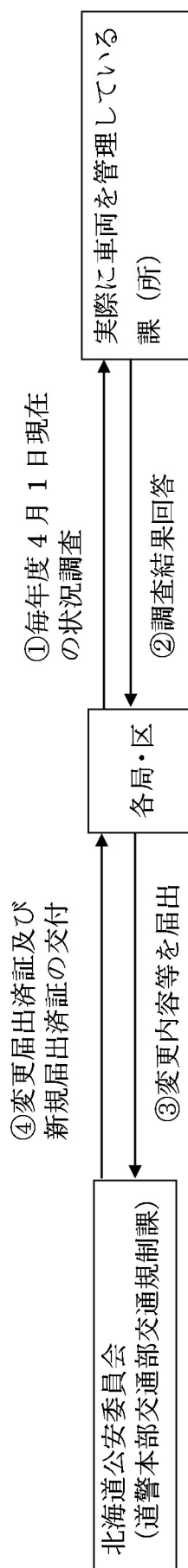
1 事前届出の流れ



2 確認証明書及び交付の流れ



3 緊急車両状況調査の流れ



地震防災		地震防災 応急対策用	
災害		災害	
緊急通行車両等事前届出書		緊急通行車両等事前届出書	
北海道公安委員会 殿		平成 年 月 日	
北海道公安委員会 殿		平成 年 月 日	
(1) 申請者住所 (電話)		北海道公安委員会	
(1) 氏名		北海道公安委員会	
番号欄に表示されている番号		(2) 別添緊急通行車両等事前届出一覧表のとおり	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		(2) 別添緊急通行車両等事前届出一覧表のとおり	
使用者		(3) 車検証の記載事項と同じ住所を記載してください () 局 番	
住所		(3) 車検証の記載事項と同じ氏名を記載してください	
氏名		(4) 記載しないでください	
発地		(5) この届出書は 1 部作成して、当該車両を使用して行なう業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。	
出		(備考) (5) この届出書は 1 部作成して、当該車両を使用して行なう業務の内容を証明する書類を添付の上、車両の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。	

《注意事項》

この届出書は、鑑となりますので局 (区) 等で 1 部作成して、緊急通行車両等事前届出一覧表を添付してください。

(1) 申請者住所、氏名については、札幌市長又は各事業管理者としてください。

(2) 記載例のとおり記載願います。

(3) 記載例のとおり。ただし、対象車両が複数有り、それぞれ使用者住所・氏名が異なる場合は、申請者と同一事項を記載して下さい。

(4) 記載例のとおり。

「業務内容を証明する書類を添付」とは、緊急通行車両等事前届出一覧表のことです。

緊急車両等事前届出一覧表

	使用者住所	電話番号	使用者役職名	番号標に表示されている番号	車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名） 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
1	例) 札幌市中央区南 3 条西 11 丁目	231-2400	中央区市民部 総務企画課長	札幌 53 ひ 2427	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

《記載上の注意事項》

- 1 使用者住所、電話、使用者役職名欄について、実際に車両を管理している課（所）の所属長について記載してください。なお、個人名は必要ありません。
- 2 番号標に表示されている番号欄については、車検証の記載番号と同じ番号を記載して下さい。
- 3 車両の用途欄については、本文 3 の（1）～（9）に該当する事項を記載して下さい。
- 4 輸送人員、品名については、記載する必要はありません。

13 自衛隊の災害派遣要請

(危機管理局)

(1) 派遣要請様式

平成 年 (札危管第 号
月 日

北海道知事 高橋 はるみ 様
(石狩振興局長 様)

札幌市長 上田 文雄

自衛隊の災害派遣要請の要求について

災害対策基本法第68条の2に基づき、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明確にする)

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 その他参考となるべき事項

(他の機関及び現地での活動状況)

派遣部隊との連絡窓口

札幌市危機管理対策室 電話 011-211-3062

(2) 撤収要請様式

平成 年 (札危管第 号
月 日

北海道知事 高 橋 はるみ 様
(石狩振興局長 様)

札幌市長 上 田 文 雄

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請の依頼について

先に、平成〇〇年〇月〇日付札危管第〇〇〇号において、災害対策基本法第68条の2
第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣要請の要求をし、支援を受けておりましたが、
(事由) のため、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請日時
平成〇〇年〇月〇日 (時間が明らか場合は記載する)
- 2 派遣要請の要求日時
平成〇〇年〇月〇日〇時〇分
- 3 撤収作業場所
- 4 撤収作業内容
- 5 その他必要となるべき事項
派遣部隊との連絡窓口
札幌市危機管理対策室 電話 011-211-3062